

千葉県総合防除計画

2024年3月27日

目次

まえがき	1
第1 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定に係る基本的な事項	2
3 総合防除の基本的な考え方	2
4 総合防除を行うための防除法	3
5 病害虫発生予察情報等の活用	3
6 有害動植物の発生予測システムの開発・普及	4
第2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容	5
1 総合防除計画の対象とする指定有害動植物の選定	5
2 指定有害動植物ごとの総合防除の技術	6
第3 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体 その他の農業に関する団体との連携について	6
第4 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制	7
1 異常発生時防除とは	7
2 異常発生時防除に係る措置の内容	7
3 異常発生時防除の内容	7
4 異常発生時防除の実施体制	8
第5 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における 駆除又はまん延の防止に関し農業者が遵守すべき事項（遵守事項）	9
1 遵守事項を定める指定有害動植物	9
2 指導及び助言	10
3 勧告	10
4 命令	10
第6 その他必要な事項（農薬の適正使用・危害防止等に関する事）	11
1 農薬の適正使用	11
2 農薬事故防止のための注意事項	12
3 薬剤抵抗性等の発達回避	13
4 ナガエツルノゲイトウ（指定有害植物ではない）の防除について	14
5 ケブカトラカミキリ（指定有害動物ではない）の防除について	16
項目「第2の2 指定有害動植物ごとの総合防除の技術」の別表	17

まえがき

農業生産の安定と生産性の向上を図りつつ、安全で、環境の保全に配慮した農作物の生産を行うためには、農作物を加害する有害動物または有害植物（以下「有害動植物」という。）の防除を的確かつ安全に行うことが重要である。

国では、植物防疫を的確に実施するため、植物防疫法（昭和 25 年法第 151 号、以下「法」という。）の一部を改正する法律を令和 4 年 5 月 2 日に公布（令和 5 年 4 月 1 日施行）し、法に基づき、令和 4 年 11 月に「指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（農林水産省告示第 1862 号、以下「基本指針」という。）を定め、公表した。

本計画は、この基本指針に即して、法第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づく本県の総合防除計画として位置付けるものである。

第 1 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項

1 計画策定の趣旨

近年、地球温暖化等による気候変動を背景として、有害動植物の発生量の増加や分布域の拡大等まん延リスクが高まっている。また、人やモノの国境を越えた移動に伴い、新たな有害動植物の侵入リスクも高まっており、農業生産の現場への影響が懸念されている。

一方で、化学農薬のみに過度に依存した防除により薬剤抵抗性等の発達した有害動植物が発生し、従来の防除体系では農作物への損害の発生を抑えることが困難となっている事例が報告されている。

国は、「みどりの食料システム戦略」（令和 3 年 5 月公表）を策定し、化学農薬のみに依存しない総合的な有害動植物管理体系の確立・普及などにより、「2050 年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の 50%低減を目指す。」等の目標を掲げた。

また、本県においても「みどりの食料システム法に基づく基本計画」（「千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」）を策定し、2030 年までに化学農薬の使用量の 10%低減（基準年：2019 農薬年度）を目標に掲げ、化学農薬・肥料の使用量の低減や農林水産業における温室効果ガスの排出削減等を目指して、取組を進めているところである。

こうした状況の中で、有害動植物の発生リスクに対応した防除指導を確実に実施することでまん延を防止するとともに、化学農薬の使用量の低減の取組を推進しつつ、生産の安定化を図り、本県農業の持続的発展に資するため、本県における指定有害動植物の

総合防除の基本的な考え方や方法、異常発生時における防除及びまん延防止に係る農業者の遵守事項等について、計画を策定するものである。

有害植物：真菌、粘菌及び細菌並びに寄生植物及び草並びにウイルスであって、直接又は間接に有用な植物を害するもの。(法第2条第2項)

有害動物：昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であって、有用な植物を害するものをいう。(法第2条第3項)

指定有害動植物：有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。(法第22条第1項)

2 計画策定に係る基本的な事項

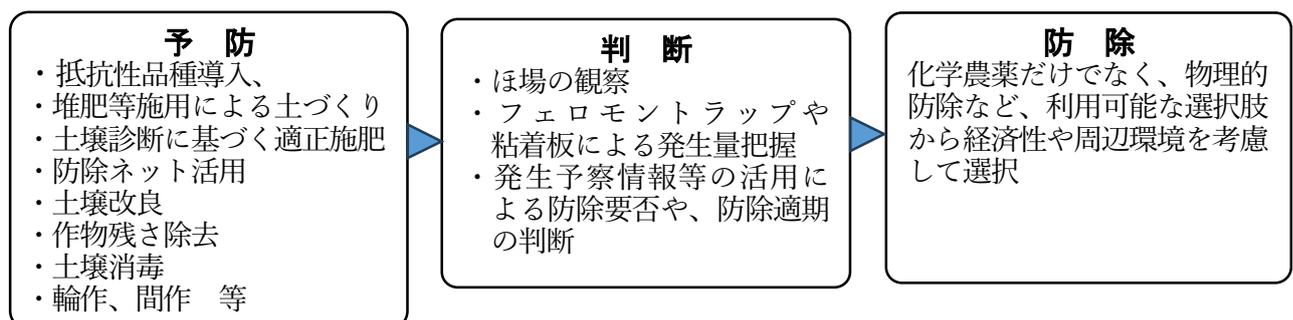
これまで、本県では「農作物病虫害雑草防除指針」(以下「防除指針」という。)を作成し、有害動植物の防除に際して、耕種的、物理的、生物的防除を積極的に導入しながら農薬の適切な選択と安全使用の徹底を図るとともに、病虫害発生予察情報に基づく適期防除を推進してきたところである。本計画は、防除指針の内容を基に、基本指針に即して策定するが、今後は防除指針との一体化を進めていくこととする。

なお、本計画は、基本指針の改訂や、本県における重要な有害動植物の発生状況の変化などに合わせて見直しを行うものとする。

3 総合防除の基本的な考え方

総合防除とは、土づくりや土壌診断に基づく適正な施肥等により、農作物を健全に育てることを基本に、化学農薬のみに依存せず、様々な防除手段を組み合わせ、経済性も考慮しつつ、有害動植物の被害をある一定の許容範囲内に収めることである。

総合防除の実施に当たっては、有害動植物が発生しにくい条件や環境を整備するなど予防的な措置を行い、ほ場をよく観察し、有害動植物の発生状況や農作物の生育状況等を踏まえ防除の要否及び時期を判断し、化学農薬以外の手法も考慮しながら防除を行うことが重要である。



また、新たな有害動植物については、地域にまん延・定着しないよう早期に発見・防除することが極めて重要であるため、関係機関と連携し、農業者に速やかに病害虫の発生状況等を情報伝達するとともに、農業者が普段見かけない有害動植物を発見した場合には、直ちに関係機関に連絡する体制を整えることとする。

4 総合防除を行うための防除法

(1) 耕種的防除法

品種選択、排水対策、輪作など、有害動植物が発生しにくい条件を整え、発生や被害を抑える防除法で、主に予防的な措置として活用される。

(2) 物理的防除法

熱などで有害動植物を死滅させる方法や農作物を覆って有害動植物との接触を遮断する方法のほか、色や光を活用して害虫の行動を抑制するなど資材や器具を使って有害動植物を防ぐ防除法である。他の防除法との併用で、効果の増強が期待される技術もある。

(3) 生物的防除法

有害動植物の天敵となる微生物や昆虫等を用いて行う防除法。効果が発現するまで化学的防除に比べて時間がかかることや、天敵となる昆虫が生活できる環境を必要とすることを理解した上で行うことが重要である。

(4) 化学的防除法

化学農薬により防除を行う方法。有害動植物は同一の系統の化学農薬を連用すると、薬剤抵抗性等が発達するおそれがあるため、RACコード*の異なる農薬のローテーション散布を行う。地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については、指導機関の指示に従う。

また、個々の薬剤の特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫への影響が小さい薬剤や選択性のある薬剤の使用により、土着天敵や訪花昆虫の保護に努める。

※RACコード：農薬をその作用機構の違いにより分類したもの

5 病害虫発生予察情報等の活用

発生予察情報は、有害動植物の発生状況、農作物の生育状況及び気象庁の向こう1か月の長期予報を基に、1か月先の有害動植物の発生予測や防除対策を記載した技術対策資料で、県（農林総合研究センター）が発表し、ホームページで公開している。

また、例年に比べて発生量が多く防除に注意を要する有害動植物の情報や、県内で新たに発生した有害動植物の情報等を発表している。(下記ア～オ参照)

農業者が行う防除の要否や防除時期を判断する際の参考となるよう、わかりやすい情報を速やかに提供するとともに、農業者への積極的な活用を促す。

最新の発生予察情報は農林総合研究センター病虫害防除課ホームページに掲載している。[\(https://www.pref.chiba.lg.jp/lab-nourin/nourin/boujo/\)](https://www.pref.chiba.lg.jp/lab-nourin/nourin/boujo/) (令和6年3月現在)

ア 発生予報：有害動植物の発生予報を発表するもので、2月を除く毎月1回発表する。

イ 警 報：重要な有害動植物が大発生することが予想され、かつ早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表する。

ウ 注 意 報：警報を発表するほどではないが、重要な有害動植物が多発生することが予想され、かつ早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表する。

エ 特 殊 報：新たな有害動植物を発見した場合及び重要な有害動植物の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表する。

オ 発生情報：上記以外で農林総合研究センター長が特に必要と認めた場合に発表する。

6 有害動植物の発生予測システムの開発・普及

これまで、県では、農作物の生育中の気温や天候などから有害動植物の防除適期を予測し、農業者の適期防除を支援するためのシステムを開発し、農業者への普及を図っているところである。

今後とも、予測精度や利便性の向上に向け、現行の予測システムの改良やアプリ化を図るとともに、本県における新たな有害動植物の発生予測システムの開発に取り組む。

【県が開発したシステム一覧】

システム名	内 容
梨なび	梨の黒星病の防除適期を予測
けぶかとらなび	イヌマキ等を加害するケブカトラカミキリ成虫の防除適期である樹幹内からの脱出開始期を予測
ねぎべと病なび	ねぎのべと病の感染に好適な気象条件の出現日を可視化し、防除要否や適期を予測
チャノキイロなび	梨などを加害するチャノキイロアザミウマ越冬成虫の活動開始時期等を予測
でるた	植付時期や品種ごとに水稻の生育を予測し、病虫害防除など生育状況に応じた適切な作業時期の目安がわかるアプリ

第2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容

1 総合防除計画の対象とする指定有害動植物の選定

本計画に定める総合防除の対象とする指定有害動植物は、法第 22 条第 1 項に基づき国が定める指定有害動植物のうち、本県での発生リスクが高い有害動植物であるとして県農林総合研究センターが病害虫発生予察事業で調査対象としている品目及び指定有害動植物を基本とする（本計画策定時点）。併せて本県の主要品目で特に注意が必要な指定有害動植物を記載する。（下表のとおり）。

分類	品目	対象有害動植物
稲	水稻	稲こうじ病菌、いもち病菌、ごま葉枯病菌、白葉枯病菌、苗立枯病菌、ばか苗病菌、もみ枯細菌病菌、紋枯病菌、イネドロオウムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、スクミリンゴガイ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウンカ（縞葉枯病ウイルス）、フタオビコヤガ
普通畑作物	さつまいも	基腐病菌、ナカジロシタバ
果樹	なし	赤星病菌、黒星病菌、黒斑病菌、アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ハダニ類、ハマキムシ類
	かんきつ	かいよう病菌、黒点病菌、そうか病菌、アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、ミカンサビダニ
	対象植物を定めな いもの	果樹カメムシ類
野菜	にんじん	黒葉枯病菌
	トマト	うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌、葉かび病菌、アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類
	ねぎ	黒斑病菌、さび病菌、べと病菌、アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ、ネギハモグリバエ
	だいこん	アブラムシ類
	ほうれんそう	アブラムシ類
	キャベツ	菌核病菌、黒腐病菌、アブラムシ類、アオムシ（モンシロチョウ）
	きゅうり	うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌、べと病菌、アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類
	すいか	アブラムシ類
	レタス	菌核病菌、灰色かび病菌、アブラムシ類
	さといも	アブラムシ類
	いちご	うどんこ病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類
	対象植物を定めな いもの	オオタバコガ、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ、ヨトウガ
花き	カーネーション	オオタバコガ、ヨトウムシ類（シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ、ヨトウガ）
	ストック	コナガ

2 指定有害動植物ごとの総合防除の技術

各品目の総合防除の技術は別表 2—1 から 2—5 に示す。

第3 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体 その他の農業に関する団体との連携について

県、市町村等は以下の役割分担の下、基本指針及び本計画に即して、指定有害動植物の総合防除を推進するものとする。

(1) 県

- ア 市町村や関係団体等と連携し、農業者への適切な防除指導等を行うとともに、総合防除の必要性等について、農業者の理解の促進に努める。
- イ 発生予察情報等を市町村や農業者団体等に対し、迅速かつ確実に伝達するほか、ICTの活用等により農業者等に直接提供する体制を整備する。
- ウ 農業者が防除適期を容易に判断できるよう、農作物の生育予測や病虫害発生予測システムを開発・普及する。
- エ 地域における新たな有害動植物等に対しては、緊急的に防除技術の開発や地域に合った防除体系の実証等を行う。実証等に当たっては、費用対効果も考慮する。また、取組により得られた知見や確立された防除技術等をわかりやすくマニュアルに取りまとめるなど、農業者等への総合防除に関する普及や防除指導に活用する。
- オ 防除指針の内容を毎年定期的に更新するとともに、農薬登録情報の更新に適宜対応できるよう掲載情報のデジタル化を進める。

(2) 市町村

県や農業者団体等と連携しながら、農業者への発生予察情報や防除マニュアル等の情報提供等に努める。

(3) 農業者団体

- ア 地域における指定有害動植物の発生状況など、実態の把握に努めるとともに、県から提供される発生予察情報等を農業者等に提供する。また、県や市町村等と連携し、地域の実情に応じた適切な防除指導を行うとともに、総合防除の必要性等について、農業者の理解の促進に努める。
- イ 県や国等の試験研究機関が行う地域に合った防除体系の実証に協力し、取組に

より得られた知見や確立された防除技術を、わかりやすく防除暦（栽培暦）に取りまとめることなどにより、農業者への総合防除に関する技術の普及や防除指導に活用する。

(4) 農業者

防除要否や防除時期を判断するに当たり、県の発生予察情報や予測システム等を積極的に活用する。また、県や農業者団体等が開催する有害動植物の防除研修会、農薬安全使用研修会に参加するなど、総合防除に関する情報収集、防除技術の研鑽に努める。

第4 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制

農林水産大臣から指定有害動植物の異常発生時の防除に関する措置について指示があった場合における措置の内容及び実施体制に関する事項について以下に定める。

1 異常発生時防除とは

指定有害動植物が異常な水準で発生し、かつその発生地域が局地的でない状況に至った場合に、農林水産大臣は都道府県に対し、法第24条第1項に基づき、当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うよう指示することができることとされている。

2 異常発生時防除に係る措置の内容

法第24条第2項に基づき、県は、農林水産大臣から異常発生時防除の指示を受けたときは、基本指針及び本計画に即して、速やかに、当該指定有害動植物の異常発生時防除について、関係機関の意見を聞いた上で、行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示するものとする。

3 異常発生時防除の内容

異常発生時においては、農作物の有害動植物被害の面的な拡大を最小限に抑える必要があることから、速効的な防除が可能な化学農薬による区域全体の一斉防除を基本とする。

併せて、化学農薬による防除以外で取り組むべき内容を以下に示す。

ア 被害株や被害果のほか、発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。

イ 可能な場合は、早期収穫する。

ウ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除等）を徹底する。

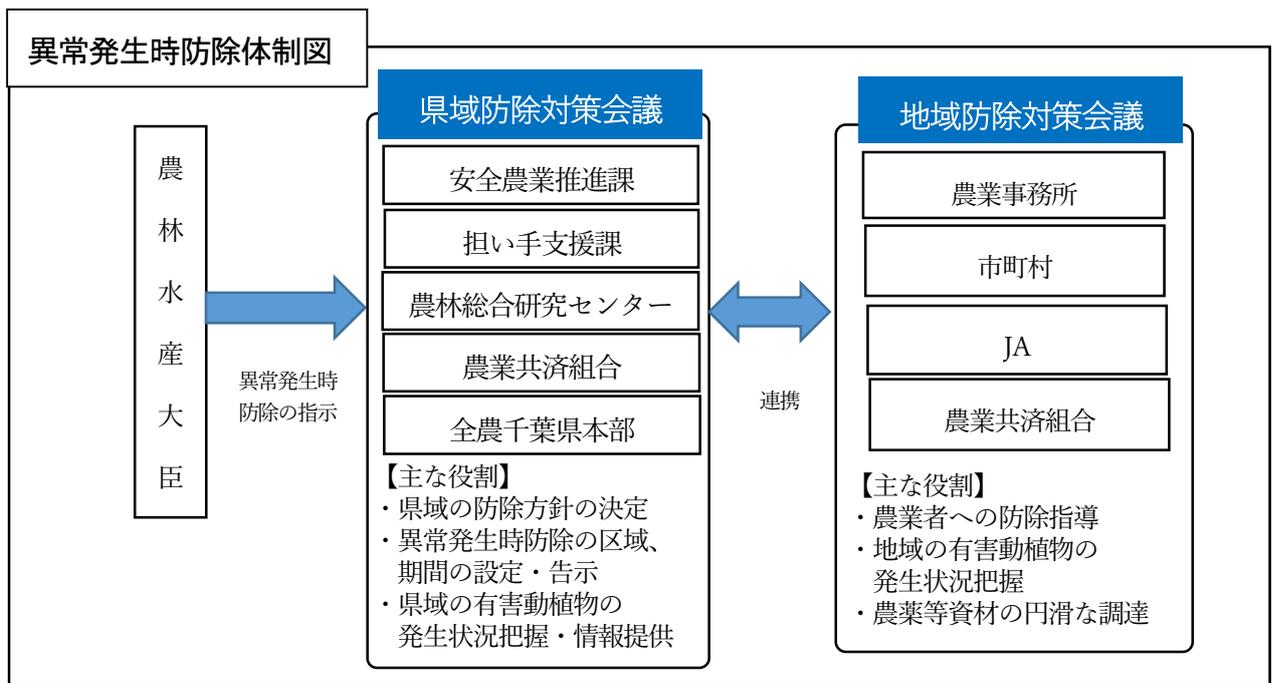
なお、有機農業者に対しては、継続して有機農業に取り組むことができるよう、最大限配慮し、耕種的防除技術等の防除指導を行うこととするが、周辺のほ場に被害が及ぶことが明らかな場合については、農薬による防除を含めた防除指導を検討する。

4 異常発生時防除の実施体制

法第 24 条第 2 項に基づく異常発生時防除を実施する際は、以下の役割のもと、迅速に対応する。

表 1 異常発生時防除の実施体制

区分	関係部署・団体名	役割
県	安全農業推進課 〔肥料・農薬班〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県域防除対策会議の開催 ・ 県域の防除方針の決定 ・ 異常発生時防除に係る区域、期間等の設定・告示 ・ 県関係機関、農業関係団体への異常発生時防除に関する周知
	担い手支援課 〔専門普及指導室〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常発生時防除方法の検討 ・ 対象有害動植物の県内での発生状況の把握 ・ 異常発生時防除に関する普及指導員への指導・助言
	農林総合研究センター 〔病害虫防除課 病理昆虫研究室 生産環境研究室〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象有害動植物の発生状況調査 ・ 対象有害動植物の県域の発生状況調査結果を県ホームページ等で情報提供 ・ 異常発生時防除方法の検討
	農業事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防除対策会議の開催 ・ 市町村、農業関係団体と連携し農業者への異常発生時の防除法の指導 ・ 地域における対象有害動植物の発生状況調査を実施 ・ 農薬の適正使用指導
市町村	市町村植物防疫協会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者や住民への異常発生時防除の区域、期間、防除法の周知
農業 関係 団体	農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者に対する異常発生時防除の区域、期間、防除法の周知、指導 ・ 農薬等資材の円滑な調達
	全国農業協同組合 連合会千葉県本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各農業協同組合への異常発生時防除に関する情報提供及び情報収集
	農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者に対する異常発生時防除の区域、期間、防除法の周知、指導
農業者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常発生時の防除法による防除の実施



第5 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止に関し農業者が遵守すべき事項（遵守事項）

1 遵守事項を定める指定有害動植物

法第22条の3第3項の規定に基づき、指定有害動植物の発生の予防及び発生した場合における駆除又はまん延防止に関して農業者が遵守すべき事項を以下のとおり定める。

品目名	指定有害動植物名	遵守事項
さつまいも	基腐病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本病発生ほ場から種いもを採取しない。 ・ 無病種いもや、由来のわかる健全な苗を使用する。 ・ 県等が実施するまん延防止のための調査に協力する。 ・ 本病が発生又は本病と疑われる症状を確認した場合には県や関係機関に直ちに連絡する。 ・ 本病の発生が確認された場合、関係機関の指導のもと、発病株を抜き取り、ほ場外に持ち出し適切に処分する。 ・ 本病発生ほ場では、原則として2年以上は、さつまいも以外の作物を栽培する、又は休耕する。
遵守事項を定める理由		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県における主要品目であり、罹病した種苗の持込や、発病ほ場において適切な防除が行われない場合に、周辺のほ場へ広がり、産地に著しい被害をもたらすおそれがあるため。 ・ 発病翌年に発病させない技術が極めて少ないため。

2 指導及び助言

県は、農業者に対し、基腐病の発生の予防のため平時より健全な種いも・苗を使用すること、疑似症状を確認した場合には、県や関係機関に連絡するよう指導する。

また、農業者から疑似症状発生の通報を受けた場合、農業者から種いも・苗の入手先などの聞き取りを行うとともに、疑似株の診断を行う。

本病と確認された場合は、法第 24 条の 2 に基づき、農業者に対して遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行う。

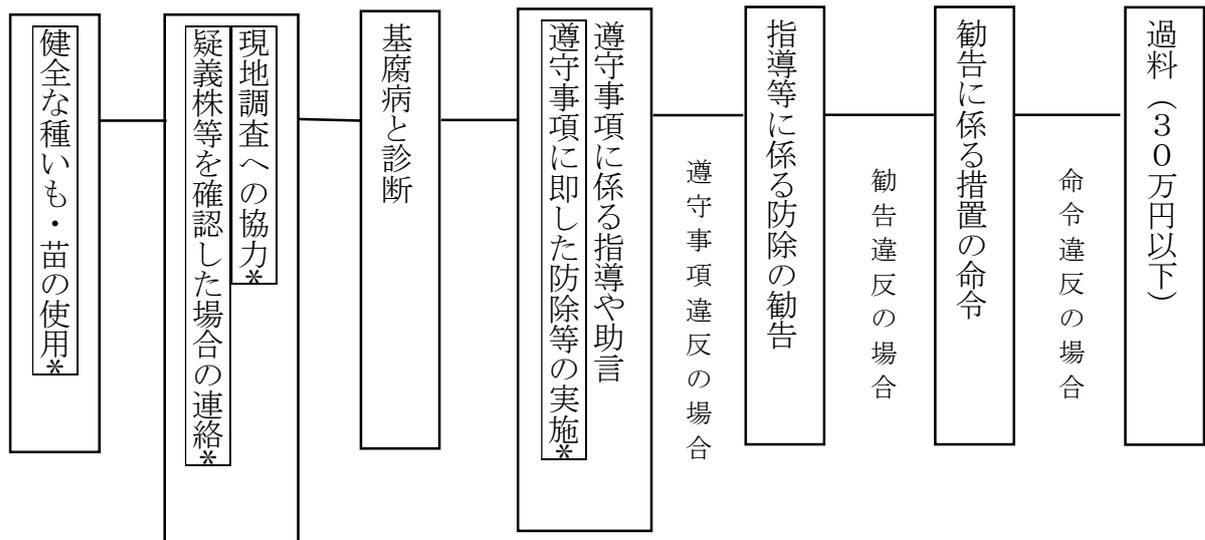
3 勧告

県は、2 による指導及び助言を行ったにも関わらず、遵守事項に即した防除が行われず、基腐病がまん延することにより本県のさつまいもに重大な損害を与えるおそれがあると認められる場合には、当該農業者に対して、法第 24 条の 3 第 1 項に基づき、期限を定めて改善すべき事項等を記載した文書を交付して遵守事項に即した防除及び対策を行うべきことを勧告する。当該期間が経過した後、県は速やかに、勧告に係る措置が行われているか確認する。

4 命令

県は、3 による勧告に従わない場合であって、特に必要があると認めるときは、法第 24 条の 3 第 2 項に基づき、当該農業者に対して、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命じる。当該期間が経過した後、県は速やかに、命令に係る措置が行われているか確認する。

命令に従わない場合は、法第 44 条に基づき、当該農業者へ 30 万円以下の過料に処する。



*: 農業者が遵守すべき内容

遵守事項に係る県内関係機関の役割

機関名	内容
安全農業推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守事項に即した防除を実施しない農業者に対する勧告 ・ 勧告に即した防除を実施しない農業者に対する命令
農業事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守事項に即した防除を行うための農業者への指導助言 ・ 聞き取り調査（苗の入手先、防除の実施状況等） ・ 勧告又は命令を受けた農業者に対する確認
農林総合研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疑似株の診断

第6 その他必要な事項

1 農薬の適正使用

防除手段として農薬を利用するに当たっては、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも、安全かつ適正な使用の確保が極めて重要である。

このことから、県は、国及び農業者団体等と連携し、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）等の関係法令に基づく農薬の適正使用等についての指導、農薬やその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等を行うものとする。

2 農薬事故防止のための注意事項

(1) 農薬散布前

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、慎重に取り扱う。
- イ 農薬の使用前に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- ウ 体調の優れない、又は著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- エ 日頃から使用している農薬であっても、使用前に必ずラベルを確認する。
- オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

(2) 農薬散布時

- ア 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- イ 風上に向かっての散布、水稻の有害動植物防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- ウ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- エ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質及び厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。また、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。

(3) 農薬散布後

- ア 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管する。
- イ 防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- ウ 作業後は、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

(4) 周囲への飛散防止

- ア 飛散しにくい剤型（粒剤、微粒剤等）や散布ノズルの使用、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置などを行う。
- イ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ウ 適正な散布圧力、散布量で散布を行い、薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。

(5) 住宅地周辺等での被害防止

- ア 居住者、通行人に被害を及ぼさないよう、時間帯や散布時の風向き等に注意するとともに、立て札等を設置するなどにより注意喚起を行う。

イ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子供の保護者等への周知を図り、児童・生徒が授業を受けている時間帯に実施しないなど、散布の時間帯に最大限配慮する。

(6) 蜜蜂の被害防止

ア 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。

イ 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～正午）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。

ウ 養蜂が行われている地区では、巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。

(7) 環境への流出防止

ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。

イ 不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

ウ 不要になった農薬空容器及び空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適切に処理する。

3 薬剤抵抗性等の発達回避

化学農薬の使用に伴う薬剤抵抗性等の発達リスクは、有害動植物の種類や、有害動植物における化学農薬の作用点の違いにより、その程度が異なることが報告されている。また、農作物の栽培地域の気象条件、栽培品種、栽培方法等の違いに基づく有害動植物の発生量及び化学農薬の使用回数の多少によっても、薬剤抵抗性等の発達リスクは異なる。

このことから、総合防除における化学農薬の使用に当たっては、薬剤抵抗性等の発達回避に資するため、県や農業者団体等は、化学農薬の作用機構分類（RACコード）を踏まえた防除指導、薬剤抵抗性等や化学農薬の作用機構分類に係る農業者等の理解の醸成等を図る。

また、薬剤抵抗性等の発達の有無に基づく十分な防除効果が得られる化学農薬の選択や、農業者への最適な防除指導に資するため、県は、地域の実情に応じて、各地域における有害動植物の薬剤抵抗性等の発達の有無をモニタリングし、農業者団体等の関係者に情報共有するとともに、その結果を国に報告するものとする。

4 ナガエツルノゲイトウ等（指定有害植物ではない）の防除について

河川・用水路を介して、特定外来生物である「ナガエツルノゲイトウ」の発生区域が拡大しているため、県は本種の判別方法や、水田・畦畔での防除方法について、農業者に周知する。

また、県内で発生が確認されている特定外来生物の「オオバナミズキンバイ」、「オオフサモ」についても発生区域の拡大を防止するため、本種の判別方法について農業者への周知を図る。（予防に関する措置等はナガエツルノゲイトウに準じる。）

（予防に関する措置）

- ・用水路、水田の水口付近や畦畔を見回り、早期発見・早期防除に努める。
- ・農業用機械に付着した断片が他の場所で増殖することもあるので、発生が確認されたほ場の作業は最後に行い、農業用機械をよく洗浄するなど注意する。
- ・未侵入水田では水口（給水栓等）に網を設置し、茎葉の流入を防ぐ。

（判断、防除に関する措置）

- ・刈払機などで除草すると茎葉の断片が水田内や排水路など周囲に飛散して再生してしまうため、周囲への拡散を防止する。
- ・早期に発見し、生長初期、群落規模が小さいうちに、断片を残さないよう丁寧に取り除く。取り除いた断片等は放置せず（生体の運搬は禁止）ビニールシートで包み、蒸し込み、完全に枯死させ、再生を防ぐ。

【参考】 <https://www.pref.chiba.lg.jp/annou/shokubo/nagaetsurunogeitou.html>

（安全農業推進課ホームページ）

難防除雑草 「ナガエツルノゲイトウ」に注意!

河川・用水路を介して*特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の発生区域が拡大しています。定着すると駆除が困難な雑草で、生態系や農業へ悪影響を及ぼします。用水路、水田の水口付近や畦畔を見回り、早期発見・早期駆除に努めましょう。

*特定外来生物は、法律で栽培・運搬等が禁止されています。



特徴

- 【再生力:大】数cmの茎断片から容易に発根
- 【拡散力:大】茎はちぎれやすく、水に浮く
- 【侵略性:大】乾燥に強く、畑地などにも侵入

注意!

刈払機を使った除草は、茎や根の断片が周囲に飛散してかえって発生場所が拡大します!



ナガエツルノゲイトウの見分け方

【葉】

葉の先はややとがる
葉の表面はなめらか
葉の裏面はざらめ
葉の長さは2.5~5cm
幅は0.7~2cm

【茎】

茎は直立(ストロウ状)
節に短い毛
茎の表面はなめらか
節でよく分れる

【花】

開花期 6月~10月
球状花の直径は約1~1.5cm
花柄は約1~4cm
花柄は葉の節から伸びる



間違えやすい植物

ツルノゲイトウ (外来種)	アメリカカサバロク (外来種)	カサバロク (在来種)
<ul style="list-style-type: none"> 球状花は葉の脇につく 花のない時期は見分けが困難 	<ul style="list-style-type: none"> 葉の節間は明瞭 花は球状でなく平たい 	<ul style="list-style-type: none"> 葉の節間は不明瞭 花は球状でなく平たい

出典: ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル(農林水産省、環境省、農薬・食品衛生技術総合研究機構)より抜粋

水田における対策

水田に侵入させない

- 水口に3ミリ目程度の種子もみ袋等の網を設置し、茎や葉の流入を防ぎましょう。
- 水田に侵入していないか、水口周辺をこまめに観察しましょう。
- 耕うん機等に付着して拡散するので、発生の無い水田から耕うんし、よく洗浄しましょう。



水田や畦畔でまん延させない

- 畦畔・本田で発見した場合は、下図を参考に除草剤で防除しましょう。
- ※ラベルの表示を事前にしっかり確認(適用場所・使用量・散布回数等)
- ※刈払機で除草すると、茎や根の断片が周囲に飛散して断片から再生するため、かえって発生場所が拡大します。

新防除期	移植		中干し		出穂		収穫	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
いすれかを散布	●カソロン1000 5.7 ※異粒雑草しやすい場合			●ザクザ消剤				●ラウンドアップ マックスロード
区分								
体系防除A (数回機及び大型噴霧機使用)								
体系防除B (駆除機使用)								

※本資料に当る研究は農林水産省委託プロジェクト「稲作被害を減らすための有害雑草の管理技術の開発」(H27年度)の補助を受けて行った

水田以外の対策

- 群落規模や現場条件に応じて、人力または重機での抜き取り・剥ぎ取りを検討。
 - ※成長の初期、群落規模が小さいうちに除去することが有効
 - ※除草剤は水系に流出するおそれのある場所では使用しない。(河川敷や水路など)
- 【その場で枯らす場合】
- ①袋に密閉して、厚手のブルーシートの上に置くなどして枯らしてください。
 - ②自治体のごみ処理方法にしたがって処理してください。

【ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル】(農林水産省、環境省、農薬・食品衛生技術総合研究機構)より抜粋

【お問合せはお近くの農業事務所まで】 作成:千葉県農林水産部安全農業推進課

5 ケブカトラカミキリ（指定有害動物ではない）の防除について

県木であるいぬまきにおいて害虫「ケブカトラカミキリ」の被害が拡大している。

被害の多くは、人目につきにくい放任ほ場や庭木・生け垣で発生しており、幼虫による加害は外部から認識できないため、発見が遅れがちである。

成虫が発生するときに樹皮を食い破ってできる直径3ミリメートル程度の穴に注意するなど、早期発見を心がけ、予防の措置をとることが重要である。

防除適期は成虫であるが、樹体から脱出する期間が短く、樹体外に脱出するとその日のうちに交尾・産卵することなどから、適切な判断に基づく適期防除が重要である。

（予防に関する措置）

- ・樹勢が衰えるとケブカトラカミキリの被害が発生しやすくなるため、樹木の健全性の維持に努める。
- ・樹木の移動に際しては、被害木が混入しないように十分注意する。

（判断、防除に関する措置）

- ・樹皮下の幼虫被害を早期に発見する。
- ・「けぶかとらなび」による脱出開始時期予測や、薬剤防除の要否、散布時期の把握等を活用する。
- ・成虫が発生するタイミングに合わせて、枝や幹へ残効性のある薬剤を散布することで、効果的に被害の拡大を防ぐ。
- ・被害木を伐採し、焼却、破碎、又は薬剤によるくん蒸処理によって殺虫する。

【参考】ケブカトラカミキリ成虫



成虫が食い破ってできた穴



項目「第2の2 指定有害動植物ごとの総合防除の技術」の別表

(別表2-1) 稲

稲		
<p>【一般事項】 (予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代かき等を丁寧に行い、田面を均平にする。 ・畦畔、農道及び休耕田の除草等を行い、越冬している有害動植物を駆除することにより、有害動植物の密度低下を図る。 ・翌年の多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早期に耕起する。 ・土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う。 ・ケイ酸質肥料の施用により、植物体を固くする。 ・更新種子を用い、発病ほ場や周辺で発病が見られたほ場から採種しない。 ・塩水選により、健全な種もみを選別する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・品種の特性に応じた適正な種量、育苗施肥量等を守り、健全な苗の育成に努める。 ・有害動植物の発生状況や発生予察情報を基に、必要に応じて苗箱処理剤を施用する。 ・有害動植物の発生が認められた苗を速やかに処分する。 ・健全な苗を選抜し、移植する。 ・品種に応じた適切な密度又は本数で移植する。 ・発病が認められた苗を、採種ほ場の周辺に移植しない。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。 ・畦畔の整備、あぜ塗り等により漏水を防止し、農薬の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。 		
品目	指定有害動植物	総合防除の内容
水稲	稲こうじ病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田畑輪換を実施し、土壌中の伝染源の減少を図る。 ・無病種子を使用する。 ・転炉スラグ又は生石灰を土壌に施用・混和する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、出穂前の適期に薬剤散布等を実施する。
	いもち病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂いもちの発生ほ場では、自家採種を行わない。 ・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・補植用の取置苗は本指定有害動植物の発生源となることから、早期に除去する。 <p>(葉いもち)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部では、冷水かんがいにならないよう留意する。 ・本指定有害動植物に適用のある苗箱処理剤を施用する。

水 稻		<ul style="list-style-type: none"> ・採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を抜き取る。(苗いもち) ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 (葉いもち及び穂いもち) ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
	ごま葉枯病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・堆肥等の有機質肥料や土壌改良資材を施用する。 ・深耕や客土により土壌改良に努める。 ・窒素肥料の分施とともに、硫酸根肥料の連用を避ける。 ・根腐れを起こさないよう、水管理に留意する。 ・被害わらをほ場周辺に放置せず、適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
	白葉枯病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水路の整備により、浸冠水及び深水を避ける。 ・露があるときには、発生ほ場内に入らない。 ・冬季に、本指定有害植物の越冬源となる畦畔、水路等の雑草を除去する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・常発地域及びほ場では、浸冠水や台風の直後に薬剤散布を実施する。
	苗立枯病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害植物に汚染された床土を使用しない。 ・前年と同じ苗箱を用いる場合には、使用前に消毒する。 ・育苗期間中の温度及び土壌水分を適切に管理する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。 ・発生が認められた苗箱は健全な苗から隔離し、発生が拡大する前に健全な苗を移植する。
	ばか苗病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・温湯消毒を行う際には、微生物農薬との体系処理を行うと防除効果が安定する。 ・苗箱等の農業用資材を消毒する。 ・採種ほ場では、「ほ場審査判定基準」を遵守する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗時に発病株を抜き取る。

		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生を認めた場合には、速やかに抜き取り、処分する。
水 稲	もみ枯細菌病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・育苗においては、有機質含量の高い軽量培土を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・高温下での育苗管理を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
	紋枯病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過繁茂にならないよう留意する。 ・代かき後に、畦畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。 ・畦畔、水路等の雑草を除去する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。
	イネドロオウムシ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動物の越冬源や繁殖源となる、ほ場周辺、畦畔等のイネ科雑草を除草する。 ・本指定有害動物に適用のある苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等により発生量を確認し、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。
	イネミズゾウムシ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動物に適用のある苗箱処理剤を施用する。 ・越冬成虫の発生盛期を避けて移植する。 ・深水を避け、根を健全に保つため浅水管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	コブノメイガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動物に適用のある苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	スクミリンゴガイ	<p>①未発生ほ場の場合</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路を介した侵入を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。

水 稲	<ul style="list-style-type: none"> ・未発生の水田へ、本指定有害動物を除草目的等で持ち込まない。 ・発生ほ場での作業後には農器具を洗浄し、未発生ほ場への土壌を介した侵入及びまん延防止に努める。 <p>②発生ほ場の場合</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンバイン収穫時は田面の凹凸の原因となる切り返しの少ない操作で行う。 ・苗の移植前（春季）又は収穫後（秋季）に石灰窒素を施用する。 ・冬季に耕起を実施する（回転速度TPO2、時速1.4km以下で耕うんすることで、殺菌効果が高まる）。 ・冬季に水路の泥上げを実施する。 ・水路を介した侵入及びまん延を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・食害を受けにくい中苗を移植する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗の移植期前に水田や水路の成員を捕殺するとともに、卵塊を水中に落とす。 ・苗の活着期から生育初期まで、ほ場及び水路で成員を捕殺する。 ・適期の薬剤散布を実施する。 ・苗の移植後3週間まで、本指定有害動物の行動を抑制するために、均平にし、水深4cm以下の浅水管理を実施する。
セジロウ ンカ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動物に適用のある苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、本指定有害動物の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
ツマグロ ヨコバイ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動物に適用のある苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への本指定有害動物の侵入を防ぐ。 ・畦畔、休耕田等では、雑草を刈取り、すき込み等により適切に処分する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株を粉碎し、ゆっくり深く耕起し、十分にすき込む。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・苗箱処理剤を施用しない場合には、ほ場への侵入時期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
トビイロ ウンカ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当県において常発・定着している本指定有害動物ではないため、発生予察情報等を参照するなど、侵入に警戒する。 ・本指定有害動物に適用のある苗箱処理剤を施用する。 ・本指定有害動物が定着しやすい時期を避けるよう、移植時期を前後にずらす。 ・密植や過繁茂とならないよう、栽植密度（植付け本数及び植付け間隔）を調整する。 ・水管理について、数日間隔で湛水及び落水を繰り返す。

水 稻		<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、本指定有害動物の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が株元まで十分届くよう、丁寧に散布する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。 ・坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。
	ニカメイ ガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動物に適用のある苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株や被害わらをすき込む。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、第一世代を対象として薬剤散布等を実施する。
	斑点米カ メムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出穂2週間前までに、畦畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 ・畦畔にグランドカバープランツを植栽することにより、イネ科雑草の減少を図る。 ・水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。 ・近隣地域のほ場における収穫後に、畦畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、出穂期から適期に薬剤散布等を実施する。
	ヒメトビ ウンカ (縞葉枯 病ウイル ス)	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔、農道及び休耕田の除草により、生育密度の減少を図る。 ・本指定有害動物に適用のある苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への本指定有害動物の侵入を防ぐ。 ・再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。 ・冬季に、本指定有害動物の越冬場所となる、畦畔、農道及び休耕田のイネ科雑草を除草する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗箱処理剤を施用しない場合には、移植直後から本指定有害動物の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
	フタオビ コヤガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動物に適用のある苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後の稲わらを適切に処分し、蛹を死滅させる。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。

(別表2-2) いも類

いも類		
<p>【一般事項】</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター等の農機具の清掃をする。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害株又は発病株を発見した場合には、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 		
品目	指定有害動植物	総合防除の内容
さ つ ま い も	基腐病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水対策を行う。 ・種いもは発病ほ場から採種しない。無病種いもあるいは由来のわかる健全な苗を使用する。 ・種いもからの採苗時は地際から5cm以上切り上げて採苗すると共にハサミはこまめに消毒(火炎滅菌又はていねいな洗浄と拭き取り)する。 ・発生ほ場で使用した農機具や資材は、消毒や洗浄を十分に行う。 ・収穫後の残渣はできる限りほ場外に持ち出して廃棄するとともに、ほ場は速やかに耕うんして残渣の分解を促す。 ・発生ほ場では、原則として2年以上はさつまいも以外の作物を栽培する、又は休耕する。 ・定植の前に予防的に苗を殺菌しておく。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株及び疑義株(茎葉や塊根)は速やかに抜き取り、ほ場外に持ち出して廃棄するなど、適切に処分する。 ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・茎葉散布による防除を実施する場合には、葉よりも株元や茎に十分に薬液が付着するよう散布する。 ・発生状況に応じて、土壌消毒を実施する。
	ナカジロシ タバ	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼虫の齢期が進むと摂食量が多くなり、また、薬剤の効果が現れにくくなることから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、若齢から中齢期までに薬剤散布等を行う。 ・葉裏に幼虫が生息していることから、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。

(別表 2 - 3) 果樹

果樹		
<p>【一般事項】</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。 ・園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する有害動植物及び土着天敵を把握する。 ・間伐、縮伐、整枝又はせん定により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、有害動植物が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。 ・樹勢や根の活性を良好に保ち、有害植物の発生しにくい樹体とするため、土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。 ・胴腐らんの早期発見及び次期作における有害動物の発生軽減のため、冬季に粗皮削りを実施する。削りくずは、集めて適切に処分する。 ・越冬する有害動物の抑制のため、産卵又は越冬できる環境（バンド巻き）を作り出し、集まった有害動物を処分する。 ・次期作における有害動植物の発生源となる落葉、枯れ草、せん定した枝等を速やかに収集し、園地外へ搬出し、土中に埋める等により、適切に処分する。 ・種子で増殖する雑草の発生を少なくするため、雑草の結実前に除草を実施する。 ・性フェロモン剤が利用可能な有害動物に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害動植物の発生部位（枝、葉、花、果実等）を除去し、園地外へ搬出し、適切に処分する。なお、除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。 ・樹冠下の下草管理として、機械除草、マルチの敷設による抑草、草種等を考慮した除草剤施用を行う。 ・発生予察情報を参考に、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。 		
品目	指定有害動植物	総合防除の内容
なし	赤星病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺へのびやくしん類の栽植を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。 ・感染期においては、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

なし	黒星病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培や雨よけ栽培の導入を検討する。 ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病果や発病葉、発病りん片（芽基部、果そう基部等）等を見つけ次第摘除し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・初期防除に重点を置き、開花前から梅雨期までにかけて重点的に薬剤散布を実施する。 ・越冬菌密度を少なくするため、秋季防除を徹底する。
	黒斑病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避ける。 ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・萌芽期から開花までに、塗布剤による枝病斑の封じ込めを実施するとともに、病芽を除去し、園地外で適切に処分する。 ・早期の袋掛けを実施する。 ・被覆園地では換気を十分に行い、湿度を下げる。 ・人工授粉後に気温が高い場合には、雌しべ感染が多くなるおそれがあることから、摘果の際に雌しべを摘んで除去する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・小袋掛け前及び梅雨期に、薬剤の散布を重点的に実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵越冬するナンアブラムシは展葉直後から葉を巻き始めるが、葉を巻き始めると防除効果が落ちることから、園地の見回り等に基づき、発生初期の開花期前から薬剤散布等を実施する。 ・展葉期の防除に重点を置く。 ・展開葉を次々に巻いてその中に寄生することから、浸透移行性薬剤の散布が有効である。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。

なし	カイガラ ムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、本指定有害動物が寄生していない健全な苗木を使用する。 ・寄生の多い枝は、せん定時等に除去し、適切に処分する。 ・冬季に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・薬液の付着しやすい樹形作りに努める。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	シンクイ ムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要な徒長枝はナシヒメシンクイの寄生場所になることから、切除する。 ・冬季に表土を耕起し、越冬繭を死滅させる。 ・交信かく乱剤を越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することで効果が高まる。 ・受粉樹に残っている果実は、本指定有害動物の発生源となることから、速やかに除去する。 ・有袋栽培の場合には、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。 ・なし園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。(ナシヒメシンクイ) <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
	ハダニ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。

	ハマキムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で交信かく乱剤を使用する。 ・受粉時に巻葉内の越冬幼虫を捕殺する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
かんきつ	かいよう病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹冠内部の日照を良好に保つ。 ・本指定有害植物は強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 ・ミカンハモグリガの被害痕は、本指定有害植物の感染を助長することから、ミカンハモグリガの防除に努める。 ・窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 ・品種により発病程度に差があることから、常発園地では抵抗性品種を栽植する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は、発芽1か月前から春葉展葉終了時までのほか、台風の前後に実施する。
	黒点病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹冠内部の日照を良好に保つ。 ・伝染源となる枯れ枝をせん定し、園地外に持ち出し、適切に処理する。 ・切り株は感染源となることから、拡散を防ぐために伐根し、又は袋をかぶせる。 ・老齢樹を更新する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・雨が多く本指定有害植物の多発生が予想される場合には、特に梅雨期の防除を徹底する。 ・降雨直後の樹体が濡れた状態での薬剤散布を避け、樹体が乾いた後に散布を実施する。 ・薬剤散布後の積算降水量を次回散布の目安とする。
	そうか病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹冠内部の日照を良好に保つ。 ・窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 ・本指定有害植物は強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。

か ん き つ		<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・展葉初期から入梅期までにかけて薬剤散布を実施する。
	アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する。(チャノキイロアザミウマ) ・園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する。(チャノキイロアザミウマ) ・株元に光反射シートのマルチを敷設する。(チャノキイロアザミウマ) ・施設栽培では、施設内への侵入防止のため、施設開口部に防虫ネットや光反射資材による被覆を行う。 <p>また、施設周辺へ白色透湿性シートを敷設する。(ミカンキイロアザミウマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では、紫外線除去フィルムを使用する。(ミカンキイロアザミウマ) <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・アザミウマの種類により薬剤の防除効果が異なる場合があることから、発生種を確認する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による被害部位の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。

か ん き つ	ハダニ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設栽培では紫外線除去フィルムを使用する。 園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 冬季に気門封鎖剤を散布する。 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 抵抗性個体の出現を少なくするため、共同防除又は一斉防除を推進し、年間の薬剤散布回数を少なくする。 農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
	ミカンサ ビダニ	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年に被害が確認された園地や、春先から初夏まで少雨であった場合には、被害が早い時期から発生するおそれがあることから、早期発見に努める。 高温乾燥が続く場合や銅剤を散布した園地では、本指定有害動物の発生が助長されるおそれがあることに留意し、薬剤散布の実施を検討する。
対 象 植 物 を 定 め な い も の	果樹カメ ムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生の多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網の設置や袋掛けを行う。 施設栽培では、防虫ネット等で施設開口部を覆うことにより、侵入防止を図る。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本指定有害動物の発生量や発生時期は、地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、飛来のタイミングに合わせ（主に夕方）、園地内の見回り等を実施する。 すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。 果実肥大期から成熟期まで加害が続くことから、飛来が確認された園地では薬剤散布等を実施する。 防虫ネット等の設置や袋掛けを行わない樹種の場合、地域一斉に薬剤散布を実施すると防除効果が高まる。

(別表 2 - 4) 野菜

野菜

【一般事項】

(予防に関する措置)

- 栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合には、高畝とする等排水対策を実施する。
- 同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌中の有害動植物の密度を低下させる作物（対抗植物）を栽培する。
- 健全な種苗を使用する。
- 有害動植物の発生を予防するため、作型と品質を考慮しながら、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を選択する（台木を含む。）。
- 育苗においては、有害動植物に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で有害動植物の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。
- 健全な育苗のために、適正な種量や施肥量を遵守し、適切な温度を保ち、多湿を避ける。
- ほ場には、健全な苗のみを定植する。
- 防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への有害動物の侵入を防止する。有害動物の発生が認められた場合には、早期に防除する。
- ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする有害動物の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の雑草の防除に努める。
- ベタがけ資材、防虫ネット、マルチ等を使用し、有害動物の飛来、産卵及び蛹化を防ぐ。
- 施設栽培においては、LEDライト、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着シート等の使用により、有害動植物の施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
- 施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする有害動物に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。
- 土壌からの有害植物の伝染を防止するため、マルチの敷設を行う。
- 土壌伝染性の有害動植物の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、有害動植物の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う。
- 土壌伝染性の有害植物や有害動物（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等を含む。）を実施する。
- 土壌診断に基づく適正な施肥、土壌pHの矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正なかん水及び換気、有害植物の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。
- 雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば、生分解性マルチ、再生紙マルチ等を使用する。
- 次期作における有害動植物の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。
- 有害植物の伝染を防止するため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。
- 雑草や土壌伝染性の有害動植物の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する。
- 細菌病の発生を抑制するため、降雨直後の管理作業を避ける。

- ・大規模産地又はほ場では、地域全体で性フェロモン剤を処理し、交信かく乱による地域全体の有害動物の発生密度抑制を図る。
- ・種子処理剤又は育苗期若しくは定植時に使用可能な薬剤を施用する。

(判断、防除に関する措置)

- ・発生予察情報を参考に、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ・防除の要否、防除時期の判断材料とするため、土着天敵の発生・定着状況を定期的に確認する。
- ・生物農薬を活用する。
- ・発病葉、発病果、寄生果等を放置せず、ほ場外で適切に処分する。
- ・ウイルス病、細菌病など回復が困難な有害植物による発病株を発見した場合には、早急に抜き取って、ほ場外で適切に処分する。
- ・作物残さは有害動植物の発生及び伝染源となることから、速やかに適切に処分する。

品目	指定有害動植物	総合防除の内容
に ん じ ん	黒葉枯病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な種子を使用する。 ・連作を避ける。 ・多湿とならないよう、ほ場の排水を良好に保つ。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
ト マ ト	うどんこ病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通しを良くするため、密植及び過繁茂を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤防除を実施する。
	疫病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・早朝の加温、換気、マルチの敷設等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・雨よけ栽培を行う。 ・輪作を実施する。 ・敷わら又はマルチの敷設により、土が跳ね上がらないようにする。 ・窒素過多を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉及び発病果を速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。

ト マ ト		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
	黄化葉巻病ウイルス	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・本指定有害植物を媒介するタバココナジラミの防除を行う。 ・タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 ・タバココナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や作物残さの適切な処分を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タバココナジラミの防除に当たっては、生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期にタバココナジラミの防除を実施する。 ・発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。
	すすかび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、換気やかん水量に注意する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
灰色かび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、防曇・防滴フィルム、紫外線除去フィルムを活用する。 ・マルチの敷設により、地表面からの本指定有害植物の伝染を防止する。 ・幼果に残った花卉又は病斑部をできるだけ取り除き、ほ場外に持ち出し、適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、 	

		<p>発生初期に薬剤散布等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤散布は、晴れた日の午前中に行う。また、施設栽培では、曇雨天が続いて葉液が乾きにくい場合には、くん煙剤の使用も有効である。 ・ 農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ト マ ト	葉かび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 種子消毒を行う。 ・ 多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。 ・ 窒素過多及び肥料切れを避ける。 ・ 過度のかん水及び密植を避ける。 ・ マルチ内へのかん水の実施や、通路にもみ殻を敷く。 ・ 発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。 ・ 生物農薬を活用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発病茎葉は本指定有害植物の伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
	アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材によるマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・ マルチの敷設により土中での蛹(よう)化を防ぐ。 ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・ 生物農薬を活用する。 ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・ 農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材による

ト マ ト		<p>マルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有翅(し)虫の飛来を防止するため、光反射資材によるマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
	コナジラミ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材によるマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
ね ぎ	黒斑病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ栽培を行う。 ・多発ほ場では、連作を避ける。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、ほ場の排水を良好に保ち、風通しを良くするために、密植を避ける。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。

ね ぎ	さび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ栽培を行う。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・窒素過多を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	べと病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ栽培を行う。 ・多発ほ場では、連作を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・風通しを良好に保つ。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・「ねぎべと病なび」による発生予測や、薬剤防除の要否、散布時期の把握等を活用する。 ・作物残さを適切に処分する。
	アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・露地栽培では光反射資材によるマルチによる被覆を、施設栽培では防虫ネットによる被覆及び施設周囲への光反射シートの敷設を行う。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培では、本指定有害動物の施設内への侵入防止のため、紫外線除去フィルムを使用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。 ・作物残さを適切に処分する。
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・育苗期間中に、防虫ネット、べたがけ資材等により被覆する。

ね ぎ		<ul style="list-style-type: none"> ・有翅虫の飛来を防止するため、光反射資材によるマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培では、本指定有害動物の施設内への侵入防止のため、紫外線除去フィルムを使用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
	ネギコガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼虫は葉内を加害することから、防虫ネット等の活用により、葉内への潜入防止に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
	ネギハモグリバエ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では、施設開口部を防虫ネット、寒冷紗等により被覆する。 ・施設栽培では、本指定有害動物の施設内への侵入防止のため、紫外線除去フィルムを使用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、成虫の発生時期及び発生量の早期把握に努める。 ・施設栽培では、成虫の密度低下のため、粘着シート等を多数設置する。 ・被害葉及び作物残さは本指定有害動物の発生源となることから、速やかに適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
だ い こ ん	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、光反射資材によるマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。

ほ う れ ん そ う	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・露地栽培では、は種時から幼苗期頃まで、不織布をべたがけする。 ・有翅虫の飛来を防止するため、光反射資材によるマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材によるマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培では、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
キ ヤ ベ ツ	菌核病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿主植物の連作及び輪作を避ける。 ・密植を避け、風通しを良くし、過湿状態にならないようにする。 ・窒素過多を避ける。 ・田畑輪換や夏季の湛水処理により、菌核を死滅させる。 ・天地返し等で菌核を土中深くに埋め込む。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される場合には、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、結球開始期から薬剤散布等を実施する。 ・地際部を重点的に、薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	黒腐病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家採種の場合は、種子消毒を行う、又は消毒済の種子を購入する。 ・雨よけ施設で育苗する。 ・あぶらな科作物の連作を避ける。 ・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。 ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・有害動物の食害痕からの本指定有害植物の侵入を防ぐため、有害動物の防除も徹底する。 ・中耕作業によって生じる傷口は本指定有害植物の侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控え、又は株際の中耕作業を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。

キ ヤ ベ ツ		<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・降雨が予想される場合、又は強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、光反射資材によるマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
	アオムシ (モンシロチョウ)	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ヘアリーベッチ、大麦等を使用したりビングマルチの活用により、密度抑制を図る。 ・ほ場周辺の雑草 (特にあぶらな科雑草) の防除に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、若齢幼虫時に薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
き ゆ う り	うどんこ病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。

	褐斑病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。 ・ 施設内の換気をこまめに行い、通路にわら、もみ殻等を敷くことにより、高温・多湿を避ける。 ・ ほ場の排水を良好に保つ。 ・ 支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・ 窒素過多及び肥料切れを避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。 ・ 農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
き ゆ う り	炭疽病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の排水を良好に保つ。 ・ 支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・ マルチの敷設により、地表面からの本指定有害植物の跳ね返りを防止する。 ・ 窒素過多を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 多雨時に発病が多いことから、発生予察情報等を参考に、薬剤散布等を実施する。 ・ 作物残さを適切に処分する。
	灰色かび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の排水を良好に保つ。 ・ 多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・ 風通しを良くするため、密植を避ける。 ・ 過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・ 施設栽培においては、紫外線除去フィルムや防滴フィルムを活用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物農薬を活用する。 ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・ 発病葉、発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。

き ゆ う り	斑点細菌病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌水分の多いほ場で発生が多いことから、土壌水分を適正に維持する。 ・ はさみ等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・ 健全な種子を使用する。 ・ 窒素過多を避ける。 ・ マルチの敷設により、地表面からの本指定有害植物の跳ね返りを防止する。 ・ 発病ほ場では、ほ場をかん水した後、透明のポリマルチを被せることによる太陽熱消毒も活用する。 ・ うり科作物との輪作を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・ 作物残さを適切に処分する。
	べと病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 健全な苗を使用する。 ・ マルチの敷設を行う。 ・ ほ場の排水を良好に保つ。 ・ 露地栽培では、雨よけを行う。 ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。 ・ 施設栽培においては、換気を十分に行い、過湿防止に努める。 ・ 肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・ 露地栽培では、降雨後に多く発生することから、降雨の前後に薬剤散布を実施する。 ・ 農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。 ・ 作物残さを適切に処分する。
	アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材によるマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・ マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

き ゆ う り		<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。 ・作物残さを適切に処分する。
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、光反射資材によるマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材によるマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
	コナジラミ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材によるマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。 ・作物残さを適切に処分する。

き ゆ う り	ハダニ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
す い か	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材によるマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ただし、受粉を目的として蜜蜂を利用する場合には、紫外線除去フィルムは使用しない。 ・有翅虫の飛来を防止するため、光反射資材によるマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
レ タ ス	菌核病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿主植物の連作及び輪作を避ける。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗床での薬剤散布を実施する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・雨よけ栽培を行う。 ・施設やトンネル栽培では、低温・多湿にならないよう、換気に留意する。 ・マルチ栽培を行い、子のう胞子の飛散を抑制する。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。 ・夏季に湛水処理を行う。 ・栽培終了後は、発病株や作物残さをほ場に残さず、速やかに適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株は菌核が形成される前に速やかに除去し、ほ場内に放置せず適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

レ タ ス	灰色かび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多湿条件下で発生しやすいことから、密植栽培を避け、施設栽培での暖房機の積極的な稼働や、全面ポリマルチの敷設等により、湿度低下に努める。降雨等で地下水水位が例年より高いほ場では、特に注意する。 株間の湿度低下のため、畝内や株元の除草に努める。 施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。 傷口が早く乾くよう、収穫作業は晴天が続く時に行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 病斑部は伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。 作物残さを適切に処分する。
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 有翅虫の飛来を防止するため、光反射資材によるマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材によるマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
さ と い も	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 有翅虫の飛来を防止するため、光反射資材によるマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
い ち ご	うどんこ病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ほ場の排水を良好に保つ。 窒素過多を避ける。 施設栽培では、換気や風通しを良くする。

いちご		<ul style="list-style-type: none"> ・茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・紫外線（UV-B）ライトを活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	炭疽病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避ける。 ・親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。 ・育苗中は、雨よけ育苗や底面給水を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発病を確認してからの防除は困難であることから、発生予察情報を参考に、発病前から定期的に薬剤散布を実施する。 ・発生状況に応じて、土壌消毒を実施する。
	灰色かび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。敷わら又はマルチの敷設により、果実が地表面に接触しないようにする。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。

い ち ご	アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材によるマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ただし、受粉を目的として蜜蜂を利用する場合には、紫外線除去フィルムは使用しない。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了時に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・発生初期に、薬剤散布を重点的に実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材によるマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ただし、受粉を目的として蜜蜂を利用する場合には、紫外線除去フィルムは使用しない。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
	コナジラミ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射資材によるマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ただし、受粉を目的として蜜蜂を利用する場合には、紫外線除去フィルムは使用しない。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

いちご		<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密度低減のため、幼虫が寄生している下葉を除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・密度が高まると防除が難しくなることから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。 ・作物残さを適切に処分する。
	ハダニ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗の二酸化炭素くん蒸を実施し、又は育苗床での防除を徹底する。 ・新葉の展開に伴い、不要な下葉を除去する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。
対象植物を定めないうもの	オオタバコガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾(が)灯(黄色灯)の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄生果を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。
	コナガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。

対象植物を定めないもの		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵や若齢幼虫が寄生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球前の防除を徹底する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。 ・作物残さを適切に処分する。
	シロイチモジヨトウ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾(が)灯(黄色灯)の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。 ・作物残さを適切に処分する。
	ハスモンヨトウ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾(が)灯(黄色灯)の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

対象植物を定めないもの		<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。 ・作物残さを適切に処分する。
	ヨトウガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾(が)灯(黄色灯)の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。

(別表 2-5) 花き

花き		
<p>【一般事項】</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害動植物に強い品種又は抵抗性が高い品種を選択する。 健全な苗（親株）を使用する。また、苗（親株）を購入する場合には、一定期間育苗し、有害動植物の発生の有無を確認することが望ましい。 育苗においては、有害動植物に汚染されていない培土及び資材を用いる。 育苗施設や育苗ほ場への有害動物の侵入を防止するため、防虫ネットの設置等を行う。 作物の栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水田と輪作を行っているようなほ場では排水が悪いことから、高畝又はほ場周辺に溝を設置する等の排水対策を実施する。 ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする有害動物の発生を抑制するために、ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 性フェロモン剤による交信かく乱、防蛾(が)灯（黄色灯）の夜間点灯、ほ場全体への防虫ネットの展張等により、ほ場内への有害動物の侵入を防止する。 必要に応じて土壌診断を行い、診断結果を参考にして適正な施肥を行うとともに腐植含量を高めるように努め、栽培に適した土作りを行う。 土壌伝染性の有害植物や有害動物（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、太陽熱消毒及び有害動物（線虫）の抑制効果のある緑肥の活用を含む。）を行う。 ウイルス病やウイロイド病、細菌病の発生が懸念される場合には、媒介しないようにはさみ等の農業用資材の消毒等を行う。前作において有害植物が発生したほ場においても、必要に応じて農業用資材を消毒する。 越年株等は有害動植物の越冬源となることから、必要に応じて防除対策を取る。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生育初期において有害植物の多発生が予測される場合には、予防効果のある薬剤を散布する。 発病部位を速やかに除去し、土中に埋める等適切に処分する。特に、ウイルス病、ウイロイド病等の防除が困難な有害植物の発病株を発見した場合には、早急に抜き取り、ほ場外で土中に埋める等適切に処分する。 生物農薬を活用する。 		
品目	指定有害動植物	総合防除の内容
カーネーション	オオタバコガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾(が)灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 新芽や花蕾には卵や若齢幼虫がいることが多い。摘心した側枝や蕾はほ場外に持ち出し処分する。 蛹化は土中で行われる。発生の多かったほ場では、ロータリーをかけ、土中の蛹を死滅させる。

カー ネー シ ョ ン		<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食害や糞の近くには幼虫がいる可能性が高いため、発見に努め、見つけ次第捕殺する。 ・生物農薬を活用する。 ・中齢幼虫以降になると薬剤の防除効果が著しく低下してしまうことから、早期発見、早期防除に重点を置く。
	<p>ヨトウムシ類 (シロイチモジ ヨトウ、ハスモ ンヨトウ、ヨト ウガ)</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見に努め、卵塊や分散前の若齢幼虫を捕殺する。 ・施設などでは防虫網を設置し、成虫の侵入を防止する。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾(が)灯(黄色灯)の夜間点灯を行う。 ・蛹化は土中で行われる。発生の多かったほ場では、ロータリーをかけ、土中の蛹を死滅させる。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・中齢幼虫以降になると薬剤の防除効果が著しく低下してしまうことから、早期発見、早期防除に重点を置く。
ス ト ツ ク	コナガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設などでは防虫網を設置し、成虫の侵入を防止する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性等が確認されている薬剤の使用判断については指導機関の指示に従う。